

●令和2年度 監査テーマ 補助金等に係る財務事務の執行について

○ 包括外部監査の意見に対する改善について

第3 2. 補助金に係る個別の監査の結果及び意見を踏まえた総括意見

①補助金のあり方等に関する事項

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
1	効果的な補助金の交付について 〔報告書23ページ〕	○監査の対象とした補助金の中には、利用件数が低調な水準にとどまっているものが見受けられた。 ○その要因としては、補助金額に対して補助金申請の手続きに係る作業の負担が重いこと、社会・経済的状況の変化に伴い、補助制度が補助対象者の状況やニーズから乖離したものになったことなどが考えられる。 ○補助金の審査に必要十分な範囲において、補助金申請や報告の手続きの簡素化を検討したり、ニーズに合わなくなった補助金について所要の見直しを行ったりするなど、効果的に補助金を交付するための検討を行う必要がある。	総合政策部・総務部	検討中
2	補助金依存度の高い事業の実施手法等の検討について 〔報告書24ページ〕	○補助金における事業の実施主体は団体等であり、地方公共団体はその団体等を支援する立場にある。 ○一般的に、補助金依存度が高い状況が長期間継続している事業については、事業そのものが「補助金ありき」で存立していると考えられ、①事業の実施主体を枚方市とし、直営又は委託料による執行とする、②団体等が自立して事業を継続する、③所期の目的を達成し役割を終えたものとして廃止する、といった対応が必要となる。 ○一方、このような補助事業の中にも、枚方市の計画において重点的な施策として位置づけられるなど、廃止が考えにくい事業も存在するため、中長期的な課題として、事業実施の手法として補助が適切であるかどうかも含め、総合的に検討する必要がある。	総合政策部・総務部	検討中
3	人件費に対する補助のあり方について 〔報告書25ページ〕	○見直し方針では、団体運営補助を原則廃止し、目的と用途が明確な事業費補助へ移行するとされていることを受け、枚方市においては、近年、特定の団体に対する運営補助を複数の事業費補助に再構築して移行させる動きがある。 ○再構築された事業費補助についてみると、補助対象経費に占める人件費の割合が高く、結果的に、団体における人件費をカバーすることを念頭においた補助金の仕組みになっており、外見的には、従来の団体運営補助を複数の事業費補助に細分化したともいえる状況となっている。 ○現在のところ、事業費補助に移行した補助金についても、当該団体の平均給与額により、補助対象経費の額が決定されている。しかし、事業の実施に必要な経費と団体において実際に発生する人件費には必ずしも比例的な関係にあるとは限らない。 ○一方、団体が枚方市の施策の推進にあたって重要な役割を果たしていると評価しうる存在であるとすれば、枚方市が人件費等、団体そのものの運営に必要な経費を補助することの合理性が否定されるものではない。 ○事業費補助への移行の趣旨と団体に対する財政的援助の必要性との均衡を図りながら、人件費に対する補助のあり方を検討する必要がある。	総合政策部・総務部	検討中

4	枚方市による任意団体事務局業務の取扱いについて 〔報告書25ページ〕	○監査の対象とした任意団体に対する補助金の中には、当該任意団体の事務局業務を枚方市が担っているものが見受けられた。 ○補助金交付先の任意団体の事務局業務を枚方市が担うことについては、①所管課において公金外現金が保管されることとなる、②補助金の実績報告等を作成する主体と審査する主体が同一で自己チェックとなる、③補助金と人的支援の二重の支援を行っていることになるといった問題点がある。 ○所管課の職員が任意団体の役員等に就任する場合に公共的団体の非常勤役員等への就任に係る決裁が必要となるのか、あるいは、所管課の職員が任意団体の事務局業務を担当する場合に職務専念義務の免除が必要となるのかといった検討も必要となる。 ○施策の推進にあたって、枚方市が任意団体の事務局業務を担う特別の理由がある場合を除き、原則として、任意団体の事務局は枚方市から独立させる必要がある。	総合政策部・総務部	検討中
---	---------------------------------------	--	-----------	-----

②補助対象事業及び補助対象経費に関する事項

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
5	補助対象経費の明確化について 〔報告書27ページ〕	○補助金を交付するにあたっては、補助の対象となる経費を明確化することが重要であるが、要綱等が制定されていないことから、補助対象経費の区分が恣意的な取扱いとなる可能性があるものや、要綱等が制定されている場合であっても、「〇〇が実施する事業のうち、市長が適当と認めたもの」というように包括的な記載となっているものが見受けられた。 ○要綱等を制定し、補助対象事業を明確に記載するとともに、補助対象経費についても、費目ごとに補助対象経費又は補助対象外経費を一覧表形式にした別表を定めるなど、補助対象事業及び補助対象経費の明確化に努める必要がある。	総合政策部・総務部	検討中
6	補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて 〔報告書27ページ〕	○補助金の収入については、消費税が課税されないため、消費税込みの経費を基礎として補助金を交付された被補助者が、当該経費に係る消費税相当額を確定申告において仕入税額控除したときには、消費税相当額が還付されることになり、消費税相当額について、補助及び還付として、被補助者に対して二重に利益を与えることとなる。 ○国の補助制度においては、消費税相当額の還付が明らかになった場合には、これを返還させる取扱いとしているのが通例である。また、地方公共団体においても、同様に返還させる取扱いとしている例もある。 ○枚方市においては、これまで補助対象経費に含まれる消費税相当額の還付の存在について十分に認識しておらず、補助金の返還の要否についての検討が行われていなかった。 ○被補助者のうち、消費税の課税事業者について、消費税の確定申告書を入手するか、申告後に別途、仕入控除税額の報告を受けるなどして、補助対象経費に含まれる消費税相当額の実態を把握した上で、返還請求の必要性について検討する必要がある。	総合政策部・総務部	検討中

③実績報告の審査に関する事項

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R6.4末現在)
7	実績報告における収支決算書に係る証憑書類の確認について 〔報告書29ページ〕	○監査の対象とした補助金について収支決算書の審査の状況をみると、補助対象経費の支出に係る全ての領収書等を入手し、詳細に確認しているものから、収支決算書における収入及び支出の額に不自然な点があるにもかかわらず、提出された収支決算書の特段の検討を行わずに受け入れているものまで、その取扱いに差異が見受けられた。 ○補助金の有効性を確保する観点からは、被補助者への監督を可能な限り厳格に行うことが求められるが、反面、経済性・効率性の観点からは審査手続きの簡略化が求められる。 ○確かに、収支決算書の審査方法に係る一律の基準を設けるのは困難であるが、証憑書類の提出の要否について、支出1件あたりの金額や被補助者のガバナンスの状況などを勘案して、一定の基準を設けることは可能であると考える。	総合政策部・総務部	検討中
8	再補助先の実績報告等の入手及び暴力団排除のルール化について 〔報告書31ページ〕	○再補助との方が効率的であるなどの理由から、再補助を行う場合においては、直接の被補助者だけでなく、再補助先における補助金の使途や具体的な収支(予算・決算)の状況についても報告を受け、評価を行う必要がある。 ○再補助先についても、直接の被補助者と同様に、暴力団排除のルールを整備する必要がある。	総合政策部・総務部	検討中
9	補助事業における工事請負等に係る入札又は相見積りの実施について 〔報告書32ページ〕	○補助事業において、一定金額以上の工事請負等を行う場合には、原則として、被補助者において入札等、枚方市における契約事務に準じた手続きが行われる必要がある。 ○実際には、被補助者に入札の実施を求めることは難しい場合が多いと考えられるが、少なくとも2者以上による相見積りを求めるとともに、相見積りの際の業者選定の方法や実施結果などについて報告を受けるなど、枚方市としても、補助事業における支出についてより深く関与すべきである。	総合政策部・総務部	検討中
10	補助金等の執行に係る統一的なガイドライン等の必要性について 〔報告書32ページ〕	○横浜市においては、前述した実績報告における証憑書類の提出範囲、再補助先の実績報告の入手、工事請負等に係る入札又は相見積りについて、適用する金額の基準等を含め、「横浜市補助金等の交付に関する規則」に規定している。また、他の地方公共団体においても、補助金の執行に係るガイドラインを策定し、補助金の執行手続きを明確化している事例がある。 ○枚方市においても、必ずしも枚方市補助金等交付規則(以下「規則」という。)の改正によって対応する必要はないと考えられるが、補助金等の執行手続きについて、全庁的に統一的な取扱いが行われるよう、ガイドライン等を策定することを検討されたい。	総合政策部・総務部	検討中

④補助金に係る情報公開に関する事項

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
11	「補助金一覧」及び「補助金チェックシート」のわかりやすい開示について 〔報告書33ページ〕	○枚方市のホームページに掲載されている「補助金一覧」の記載項目には、決算額(補助金交付額)が含まれていない。「補助金チェックシート」をみれば、決算額を把握することはできるが、一覧性に欠けるため、「補助金一覧」の記載項目としても追加することを検討されたい。 ○「補助金一覧」(令和元年度)には、149件の補助金が記載されているが、単年度のみの単発の補助金、繰出金としての性質を有する補助金、災害対応に係る補助金など、見直し指針に基づく対応を行う必要性の乏しい補助金(39件、1,655,365千円)は含まれていなかった。「補助金一覧」との文言からは、枚方市において執行される全ての補助金が開示の対象となっているとの印象を受けることから、今後は、全ての補助金を「補助金一覧」に記載した上で、見直し方針に基づく対応の必要性の乏しい補助金については、その旨、注釈を加えるような開示方法を検討されたい。 ○「補助金一覧」(令和元年度)には、令和元年度以降も継続する補助金が142件記載されているが、うち、16件の「補助金チェックシート」のホームページへの掲載が確認できなかった。「補助金一覧」に記載された補助金については、網羅的に「補助金チェックシート」を掲載するとともに、両者の関連性を把握しやすいように、各補助金に共通の番号を付すなど、わかりやすい開示方法を検討されたい。	行革推進課	当課の取り組みは、あくまで「補助金の定期的な見直し」を目的としており、補助金の網羅や決算額の集約を目的とはしていない。しかしながら、「補助金一覧」という文言からは全補助金の掲載が類推されるため、令和5年4月1日公表分より「定期的な見直しに係る補助金一覧」に名称を改めた。 また、掲載項目についても、補助金内容を説明する箇所は省き、見直しに係る検討内容を掲載するよう改めた。 公表している「定期的な見直しに係る補助金一覧」と「補助金チェックシート」の整合を図るとともに、それぞれに共通の補助金番号を付すよう運用を改めた。
12	「補助金チェックシート」の開示内容について 〔報告書36ページ〕	○「補助金チェックシート」では、所管課において、個別のチェックポイントに適合していると判断している場合には、「対応策」の欄は空欄となっており、多くの補助金についてこのような記載となっていることから、「補助金チェックシート」を確認しても、所管課において、具体的にどのような補助金の見直しの検討を行っているのか、判然としない状況となっている。 ○「補助金チェックシート」には、チェックポイントに適合していると判断した理由、すなわち、補助金を継続する理由が明確にわかるような形で開示する必要がある。	行革推進課	補助金チェックシートにおいて、チェックポイントに適合していると判断した理由や、補助制度を継続する理由も記載するよう補助金所管課に周知徹底し、公表する運用に改めた。

第3 3. 負担金に係る調査を踏まえた意見

負担金に関する事項

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
13	負担金の見直しの必要性について 〔報告書41ページ〕	○負担金については、「補助金一覧」及び「補助金チェックシート」のように執行状況を一覧的に把握できる資料が存在しなかったため、100万円以上の負担金(令和元年度:69件)についてアンケート調査を行った。 ○アンケートの結果によると、枚方市としては裁量の余地のない、法令等に基づく義務的な負担金が件数、金額ともに大きくなっている。 ○一方で、件数、金額ともに少ないものの、枚方市として裁量の余地がある契約等に基づく任意的な負担金も存在しており、これらについては、補助金と同様の目線で存在意義を検討する必要があると考えられる。	総合政策部・総務部	検討中

第4 1. 市長公室 市民活動課

(1)自治会館建設等助成金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
14	助成対象事業の不断の見直しについて 〔報告書47ページ〕	○本助成金の助成対象事業には修繕が含まれていないが、所管課による住民ニーズの調査結果によると修繕は高いニーズがあることに加え、府内中核市と近隣他市においては助成対象となっている。 ○所管課においても、助成対象への修繕の追加に向けた検討を行っているとのことであるが、計画的な修繕を行うことで、中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストを縮減することも可能となり、住民負担だけでなく、枚方市の助成額の縮減効果も期待できることから、早期に助成対象事業への追加の実現が望まれる。	市民活動課	令和3年度より建物全般の改修に対して柔軟に対応できる「改修」メニューの創設を行った。

(2)地域づくりデザイン事業補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
15	より利用しやすい制度への見直しについて 〔報告書52ページ〕	○地域づくりデザイン事業補助金は、校区コミュニティ協議会が創意と工夫にあふれた地域づくりデザインを発案企画し、審査会におけるプレゼンテーションを経て支援決定されるなど、応募者にとっては、非常にハードルの高い制度となっている。 ○制度創設から本補助金の交付件数は7件にとどまっており、かつ平成26年度以降新たな事業応募がない状況となっており、枚方市コミュニティ連絡協議会からも、審査会の廃止や申請書類の簡素化など、申請手続きの負担軽減等についての提言を受けている。 ○所管課において、利用者のニーズを把握し、より利用しやすい制度となるよう、実施方法等の見直しを検討するとともに、ニーズを喚起し、利用者にとって補助金利用のメリットが伝わるよう、これまで採択した事業の取組をわかりやすく紹介するなどの広報活動も実施すべきである。	市民活動課	申請手続きの負担軽減を図り、より活用し易い制度となるよう、令和3年度よりプレゼンテーションの廃止等の見直しを行い、対象者である校区コミュニティ協議会に対し、当該補助事業の周知を行った。

(3)校区コミュニティ活動補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
16	均等割額及び人口割額の比率の見直しについて 〔報告書57ページ〕	○本補助金の算定式では、交付額に占める均等割額の割合が高く、人口割額の割合が比較的小さくなっているため、校区別人口当たり補助額を試算したところ、人口当たり補助額が最も多い校区で266.7円、最も少ない校区で90.4円と、3倍近い差が生じている。 ○枚方市コミュニティ連絡協議会からも現行制度は公平性を欠いており是正すべきであるとの提言があがっている。また、所管課による他の中核市における同種補助制度の調査結果と比較すると、枚方市は、人口割もしくは世帯割の交付額に占める割合が最も低くなっている。 ○以上のような状況を踏まえると、枚方市においても、本補助金における均等割額及び人口割額の比率の見直しを段階的に行うべきである。	市民活動課	基礎額における均等割額と人口割額の比率の見直しを令和3年度から令和5年度にかけて段階的に行うこととした。

(4)NPO活動応援基金補助事業補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R6.4末現在)
17	補助金利用の促進について 〔報告書62ページ〕	○枚方市におけるNPO法人は112法人(令和2年2月末現在)あるが、令和元年度における本補助金の申請件数は10件である。 ○本補助金については、NPO法人から、補助金額が少額であることや申請書類の作成が負担である等の意見が出ているとのことである。 ○次年度の補助金の申請に先立って、前年度の7月中旬までに補助金申請の前提となる支援対象団体としての登録手続きが必要とされているが、手続きにあたって提出が必要とされている書類のうち、枚方市に既に提出されている書類(各年度の事業報告書等)については、改めて提出することを不要とするなど、法人の負担軽減を図り、より応募しやすい制度となるよう見直しを行うべきである。 ○見直しにあたっては、本補助金に応募していないNPO法人に対してアンケート調査を行うなど、NPO法人のニーズの把握に努め、利用者の立場に立った見直しが求められる。	市民活動課	令和3年度の補助金申請に係る手続きについて、支援対象団体の登録や補助金交付事業申請における必要書類のうち、既に前年度事業報告等として提出されている書類の提出を省略し、NPO法人への負担軽減を図った。 また、令和3年度にNPO法人を対象としたアンケート調査を実施し、ニーズ把握を行った。 今後は、NPO法人のニーズを踏まえ、附属機関である「枚方市NPO活動応援基金支援審査会」の意見を聞きながら、見直しを検討する。

(5)多重債務等相談事業補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R6.4末現在)
18	補助事業の抜本的な見直しについて 〔報告書66ページ〕	○本補助金の補助対象である多重債務等相談事業の相談件数は年々減少してきているため、これまでも、枚方市では、北河内地域労働者福祉協議会と協議を行い、相談日と補助金額を減少させる対応を行ってきたが、相談件数の減少のペースが早いため、1回あたりの補助金額が年々増加し、補助金開始時の平成22年度において1回あたり7,419円であったものが、令和元年度には26,000円と3.5倍程度に増加している。 ○相談方法も、令和元年度実績で、電話が31件/年間、面接が19件/年間となっている。電話相談であれば、北河内地域に所在する団体でなくても対応が可能であり、当該団体が実施する意義は低くなる。 ○仮に、このまま相談件数が減少するようであれば、補助金の役割を終えたものとして、廃止も含め、抜本的な見直しに向けた検討を行うべきである。	市民活動課	多重債務者の減少に伴い、相談件数が減少傾向であることや、その他府内においても無料で対応できる相談機関が複数ある状況等を踏まえ、令和2年度をもって、補助金交付を終了した。

第4 2. 観光にぎわい部 農業振興課

(1)経営所得安定対策等推進事業費補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R6.4末現在)
19	再生協議会に対する補助金の審査に係る独立性の担保について 〔報告書73ページ〕	○枚方市と再生協議会の関係に着目すると、再生協議会は独立した団体というより、実質的に所管課の行う事務に包含される団体と考えるのが相当であると思われる。 ○一方で、所管課において公金外現金が保管されることになる、補助金の実績報告等を作成する主体と審査する主体が同一で自己チェックとなるといった問題点が生じることとなるため、補助金の審査に係る独立性を担保するため、内部けん制の仕組みの導入について検討されたい。	農業振興課	再生協議会を担当する職員とは別の職員が、再生協議会に対する補助金の審査を行うこととした。
20	再生協議会への補助金支出について 〔報告書73ページ〕	○再生協議会は、国の100％補助事業のために設置された任意団体であり、枚方市と一体的に動くことが当初から予定されており、実質的な事業主体としての性格は乏しいといえる。 ○補助金の場合、事業の実施主体は団体等であり、地方公共団体は団体等が行う事業を支援する立場となるが、このような再生協議会の状況を踏まえると、補助金よりも負担金として支出する方がふさわしいと考えられる。	農業振興課	令和4年度より、再生協議会への支出を補助金から負担金に変更した。

(2) 穂谷地区農空間活用支援事業補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R6.4末現在)
21	補助対象経費と補助対象外経費の区分について 〔報告書75ページ〕	○本補助金については、要綱等が制定されておらず、年度ごとの実施決裁となっており、補助対象経費と補助対象外経費の区分が恣意的な取扱いとなる可能性がある。 ○規則は補助金全般の基本的な事項を規定するものであり、個別の補助金における具体的な補助対象経費と補助対象外経費の区分等については、原則として要綱等を制定して規定すべきである。 ○要綱等を制定しない場合であっても、少なくとも起案書において、事業計画時の補助対象経費と補助対象外経費の区分の妥当性を確認した上で、決裁により補助金交付決定を行う必要がある。	農業振興課	令和2年度より、本補助金は負担金に変更した。 本負担金に係る支出については、支出根拠となる対象経費を明確にしたうえで決裁を受け、事業を実施する。
22	穂谷地区におけるイベント開催の継続性について 〔報告書76ページ〕	○穂谷地区における農業振興施策上、本イベントの開催を重要な項目に位置づけ、将来的にも継続して開催することを目指すのであれば、今後、来場者の駐車場確保が問題となる。 ○令和2年度から負担金事業に変わり、本イベントのあり方は最終的には枚方市を含めた実行委員会の判断に委ねられることになるが、令和3年度以降もイベントを継続することを判断した場合には、関係者間で協議して駐車場確保等の問題解決に向けた工程表を作成するなどの対応が求められる。	農業振興課	穂谷農業振興協議会の解散を受け、令和4年度以降も「収穫の秋・穂谷」として開催する予定はないが、引き続き、地元と意見交換を行いながら東部活性化の取組みとして支援していく。

(3) 景観形成推進事業補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R6.4末現在)
23	補助対象等の見直しについて 〔報告書78ページ〕	○本補助金はコスモス・ひまわりなど景観形成作物の作付けの補助とレンゲ種子購入の補助であるが、いずれについても課題が存在し、制度上の問題や事業環境の変化への対応が十分でない点がうかがえる。 ○レンゲ種子購入の補助については廃止を視野に入れた見直しが検討されているところであるが、コスモス・ひまわりなど景観形成作物の作付けの補助については、穂谷地区農空間活用支援事業補助金との統合と併せて、本補助金の対象者や場所、目的の優先順位、事業環境の変化への対応、補助金額の範囲などについて、見直しを図る必要がある。	農業振興課	レンゲ種子購入補助については、令和4年度から廃止。 コスモス・ひまわりなどの景観形成作物の作付け補助は穂谷地域のみを対象とし、令和3年度より、実態にあわせて補助金単価を改定(減額)した。

(4) 農業振興事業補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R6.4末現在)
24	直販団体に対する補助金の今後の対応について 〔報告書81ページ〕	○本補助金の中で最も金額が大きい直販団体に対する補助金は、平成29年度をピークに減少傾向にある。これは、直販団体はほとんど新規参入がなく、現状では10団体前後とほぼ同じ団体に固定化しており、既存の団体も構成農家の高齢化に伴い減少する傾向にあることによる。 ○所管課としては、新たな直販団体の参入についてJA北河内と連携を図りながら掘り起しを検討していく方針とのことであるが、その際、JA北河内と「(包括)連携協定」を締結し、農業振興における本補助金の位置づけや優先順位を勘案した上で、双方が協働して新たな直販団体の参入や既存団体の維持を図る事業を協議し、実施することも考えられる。	農業振興課	農業者の高齢化により、担い手が減少している等の問題が顕在化しているが、引き続きJA北河内の各支店と連携しながら、市民への周知啓発や、新規就農者の直販団体への加入を促すなど、直販活動の維持に努める。
25	本補助金の履行確認における決算書の添付の必要性について 〔報告書82ページ〕	○補助金の額の確定に際して、所管課では、実績報告書を直販団体から提出させ、直販事業の開催回数を集計し、これに3,000円を乗じて補助金を算定している。 ○その際、履行確認の書類として実績報告書に決算書が添付されているが、単なる形式的な補助資料に過ぎず、決算書の内容について特に確認はしていない。 ○直販事業の開催回数の確認は通帳での売上の入金日等をもって行っており、年間を通じた決算書を添付させる必要性は乏しいと考えられ、直販団体に決算書作成作業の負担を強いるものであることから、履行確認の書類として何が必要かを再度検討する必要がある。	農業振興課	令和4年度に要綱を改正し、直販事業の提出書類から予算書及び決算書の提出を不要にした。

(5) 農業次世代人材投資事業補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R6.4末現在)
26	持続可能な認定新規就農者の発掘と支援について 〔報告書84ページ〕	○平成28年度以降、市内には5人程度の認定新規就農者がいたが、令和3年度以降、新規認定者が見込めないため、本補助金の対象者が減少することが想定されている。 ○所管課によると、新規就農者を増加させることは重要と考えているものの、その前提として、新規就農者が安定した収入を確保できるよう、販路拡大や6次産業化など所得向上に向けた取組に重点を置いて進めていく方針としているとのことである。 ○民間企業や大学と連携して枚方市のブランド農作物の発掘を行ったり、新規就農者のために好立地である農地を確保したりするなど、持続可能な新規就農者の支援と発掘に係る方針と戦略を策定し、他の農業振興関連事業と連携した具体的な取組を進める必要がある。	農業振興課	令和3年度に、摂南大学農学部・農業者と連携し、すももサイダーを開発し、増産分を含め約17,000本製造された。 今後、6次産業化の基本方針を策定し、公民連携プラットフォームの活用など民間企業や大学と連携して、6次産業化に取り組むとともに、認定新規就農者の支援を行っていく。

(6) 新規就農者農地集積支援事業奨励金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R6.4末現在)
27	新規就農者と既存農家のマッチングの促進について 〔報告書86ページ〕	○平成28年度の制度創設以降、本補助金における奨励者数と奨励金額は低調な状況で推移しているが、所管課によると、その要因は農地を借りる新規就農者がそもそも少ない(令和元年度の認定新規就農者は6人)上に、貸す側である既存農家も高齢化とともに好立地の農地を積極的に貸す誘因が働かないためとのことである。 ○本補助金の利用の促進に向け、農地の貸借をあっせんする農地銀行の取組を積極的に周知するための広報戦略を策定するとともに、農地の借り手である新規就農者と貸し手である既存農家の双方のニーズに合致し、利点がある手法を工夫する余地があると考える。	農業振興課	リーフレットを用いて、農地の借り手である認定新規就農者と貸し手である既存農家の双方に利点があることを周知し、奨励金制度の利用を図った。

(8) 公共施設維持管理事業補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R6.4末現在)
28	決算見込み額の検証について 〔報告書92ページ〕	○本補助金については、毎年7月に開催される土地改良区の総会における決算の確定を待っていたのでは、年度内に額の確定ができないため、各土地改良区の2月末時点における決算見込み額を基礎に補助金の額を確定している。 ○現状では、決算が確定した後、決算見込み額と実績との差異について、特段の確認を行っていないが、補助金交付金額の妥当性を検証するために、土地改良区の決算書入手し、決算見込み額と実績との差異が少額であることを確認する必要がある。	農業振興課	土地改良区の決算後に決算書の提出を求め、決算額を確認したところ、決算見込額より高いものはなかった。引き続き、土地改良区の決算後に決算書の提出を求め、決算額が決算見込額を上回った場合は、返金を求める。
29	土地改良法改正に伴う補助事業の見直しと管理について 〔報告書92ページ〕	○土地改良法の改正に伴い、各土地改良区では、令和4年度以降の複式簿記の導入に向け、大阪府の指導のもと、資産評価や資産劣化状況の確認を進めているとのことである。 ○所管課においても、今後、各土地改良区の資産評価の結果や将来の施設整備及び修繕計画を入手して、積極的に各土地改良区の管理運営に関与するとともに、現行の修繕費に対する補助率の妥当性や将来的に発生する整備資金に対する負担のあり方など、本補助金の検証を行う必要がある。	農業振興課	大阪府土地改良事業団体連合会が主体となり、各土地改良区の資産評価を行っているが、施設の規模が膨大であることから難航し、いまだすべての資産評価が完了していない状況である。資産評価が完了した後、枚方市から各土地改良区に対し、所管する施設量の照会を行う予定。

(9)土地改良事業等補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
30	土地改良法改正に伴う補助事業の見直しと管理について 〔報告書94ページ〕	○土地改良法の改正による複式簿記の導入に向けた資産評価や資産劣化状況の確認を踏まえ、補助率の妥当性や将来的に発生する整備資金に対する負担のあり方などについて検証を行う必要がある。	農業振興課	大阪府土地改良事業団体連合会が主体となり、各土地改良区の資産評価を行っているが、施設の規模が膨大であることから難航し、いまだすべての資産評価が完了していない状況である。資産評価が完了した後、枚方市から各土地改良区に対し、所管する施設量の照会を行う予定。
31	事業者の選定に係る枚方市の関与及び管理について 〔報告書94ページ〕	○本補助金の補助対象は、土地改良区等の施設の老朽化に伴う新設又は機能回復整備工事であり、工事を請け負う業者の選定は土地改良区が相見積りにより行っているが、現状では金額が多額になっても相見積りになっている。 ○本補助事業では毎年19,000千円の予算を計上し、枚方市の農業振興関係の補助金予算の中では最も多くなっていることから、各土地改良区に対し、枚方市の競争入札手続きに準じた契約方法を求めることが望ましいが、それにより難しい場合にも、事業者の選定の妥当性について検証可能となるよう、所管課は、相見積りの際の業者選定の方法や実施結果などについて報告を求める必要がある。	農業振興課	申請受付時及び完了報告時に、相見積りの際の業者選定理由、実施結果をヒアリングし妥当性を確認している。

(10)多面的機能支払交付金事業補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
32	補助金交付先の拡大の可能性について 〔報告書96ページ〕	○本補助金の対象は、枚方市内の市街化調整区域約2,322ヘクタール、生産緑地地区約90.6ヘクタールの農地であり、穂谷地区に限定されるものではないとのことであったが、所管課においては、穂谷地区以外に対しては積極的に周知しておらず、他の地区では本補助金の存在が認識されていない可能性もある。 ○他の地区においても、資源の保全管理や環境の保全を図る活動経費は相当額が発生するものと思われるが、穂谷地区のように補助金を活用できないとすると公平性に欠けることになるため、速やかに穂谷地区以外の対象となる地区にも本補助金を周知する必要がある。	農業振興課	令和2年7月より、ホームページを活用して制度の周知を行った。

(11)農業振興課補助金全般

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
33	農業振興のあり方やビジョンについて 〔報告書98ページ〕	○総合計画の体系のもと、各補助金の効果を最大化するためには、農業振興のあり方やビジョンを明示した農業振興戦略(グランドデザイン)を策定し、それに基づく個別計画に各補助金を位置づける必要があると考える。 ○市内の農家の実態を「農業センサス」などの統計資料の分析や各種アンケートの実施を通じて把握し、その課題及びニーズを把握した上で、枚方市の農業の課題や解決の方向性について、農業振興戦略(グランドデザイン)を策定し、実情に応じた具体的な手法を検討する中で、各補助金のあり方についても見直しを行う必要がある。	農業振興課	令和5年9月に改正した「枚方市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」や令和6年3月に策定した「枚方市農山漁村発イノベーション推進戦略」において、持続的な産業として農業を活性化させることなど、農業振興施策の展開について盛り込んだ。
34	評価指標の見直しについて 〔報告書99ページ〕	○所管課では、各補助金について評価指標を設定しているが、設定された活動指標を個々にみていくと、単に前年度の実績をそのまま使用しているものや活動(アウトプット)指標を設定するにとどまっているものが見受けられた。 ○枚方市の農業振興を推進するためにどのような戦略を策定し、効果を上げるかを明確にした上で、各補助金の成果(アウトカム)指標を設定する必要があると考える。	農業振興課	令和5年9月に改正した「枚方市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」等の内容と整合するよう、成果指標についても必要に応じ効果的な指標に設定する予定。

(12)津田地蔵池コミュニティ協議会負担金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
35	枚方市による事業の直接執行に向けた検討について 〔報告書102ページ〕	○地蔵池オアシスコミュニティ協議会には負担金の全額を枚方市が拠出し、その執行事務も農業振興課において行うのであれば、枚方市の事業として直接執行した方が透明性も高く、会計記録の信頼性も高まると考える。 ○施設の老朽化も進んでいるとのことであり、協議会方式による場合、事故発生時の責任の所在が不明確となることも否定できない。 ○協議会方式よりも枚方市が事業を直接執行した方が、事業の継続性を確保できる面もあり、また、今後、地元の団体のメンバーの高齢化が進展すると、将来にわたって安定的に事業を担うことが困難となる可能性も否定できないことから、長期的には、枚方市による事業の直接執行に向けた検討を進められたい。	農業振興課	老朽化した施設の撤去等には多額の経費が必要であることから、今後も協議会の形式を維持するものの、将来的に市への移管を視野に入れ、関係部署の他、地元とも協議を行っていく。

第4 3. 観光にぎわい部 スポーツ振興課

(2)スポーツ協会関係補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
36	補助金交付要綱の制定について 〔報告書115ページ〕	○スポーツ協会関係補助金については、個別の補助金交付要綱を制定せず、回議書の決裁によって補助金を交付している。 ○補助金に係る予算執行の適正性を確保するとともに、市民への説明責任を果たす観点から、補助金交付要綱を制定する必要がある。	スポーツ振興課	令和6年度に作成する要領において、対象経費の明確化を行うなど、適正性を確保した内容とする。
37	補助金依存度が高い補助事業について 〔報告書116ページ〕	○スポーツ協会関係補助金はスポーツ協会の平均給与額をもとに積算された人件費をカバーすることを念頭においた仕組みとなっており、また、補助事業の財源に占める補助金の割合も高く、仮に、枚方市が補助金の支給を停止した場合、事業の実施が困難になると考えられることから、実質的には、枚方市に事業実施の決定権がある状態といえる。 ○枚方市が事業の実施主体になることが適当と判断するのであれば、補助金ではなく、委託料によるべきということになる。 ○一方、これらの事業はスポーツ推進計画の具体的施策に含まれ、重要な役割を担う事業であり、現実には中止は考えにくい状況にあるため、スポーツ協会が事業の実施主体になるのであれば、枚方市としてもスポーツ協会に対する一定の支援を継続する必要がある。 ○スポーツ協会関係補助金については、現在、再編の途上にあるが、スポーツ推進計画において各補助事業が重要な役割を担っていることを再認識し、事業実施の手法として補助が適切であるかどうかも含め、総合的に再検討する必要がある。	スポーツ振興課	補助金チェックシートを活用するなど、補助事業の実施状況を確認しながら、事業実施の手法として補助が適切であることを確認している。今後も、定期的に適切な補助事業のあり方について検討していく。
38	「新春走ろうかい」の実施方法の見直しについて 〔報告書117ページ〕	○新春走ろうかい事業は、他のスポーツ協会関係補助金と比較して、補助金依存度が相対的に低くなっているが、スポーツ協会の平均給与額により、補助対象経費の額が決定されていることは他のスポーツ協会関係補助金と同様であり、補助金がなければ、事業が成立しない可能性が高い。 ○新春走ろうかい事業は、スポーツ協会が昭和52年から40年以上継続して開催し、市民に親しまれた大会であるため、スポーツ協会に当該マラソン大会の開催及び運営のノウハウが蓄積されていると考えられる。 ○他都市における実施形態を参考に、委託による事業の実施に加え、実行委員会形式の採用など、幅広い実施方法を視野に入れ、最適な実施方法を検討する必要がある。	スポーツ振興課	補助金チェックシートを活用するなど、補助事業の実施状況を確認しながら、事業実施の手法として補助が適切であることを確認している。 また、実施方法については、実行委員会形式も視野にスポーツ協会で検討したが、同協会の財源確保の観点から、スポーツ振興くじ助成金の申請要件を踏まえ協会の主催としている。 今後も、定期的に適切な補助事業のあり方について検討していく。
39	補助事業の効果の測定等について 〔報告書119ページ〕	○スポーツ協会関係補助金の補助対象事業は、すべて、広く市民の参加を求めるものであり、参加される市民のニーズを把握し、補助事業の効果測定するには、直接参加者にアンケート調査をするのが有効であると考えられるが、所管課はスポーツ協会が実施している参加者アンケートの結果を入手しておらず、分析を行っていないかった。 ○補助事業の的確なニーズ把握及び効果測定ができるように、スポーツ協会が実施している参加者アンケートの内容を再度分析し、適切なアンケート項目を設定し、アンケート結果に基づく補助事業の効果測定を実施する必要がある。	スポーツ振興課	補助事業への参加者アンケートを実施し、効果などの分析を行った上で、必要に応じて次年度の補助事業の内容やアンケート項目に反映させるようなサイクルを回している。的確な効果測定ができるよう、定期的に見直しを図っていく。

40	補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いについて 〔報告書120ページ〕	○スポーツ協会について、補助対象経費に含まれる消費税相当額の取扱いを確認したところ、令和元年度における消費税の申告上、補助金等の特定収入に係る仕入税額控除が全額控除されていた。 ○規則や要綱に消費税の取扱いは定められておらず、現状では、補助金等の特定収入に係る仕入税額控除額の返還を求めることはできないと考えられるが、特定の団体の事業に対して補助金交付したことにより、消費税の納付額が不合理に減少した場合には、減少した消費税相当額を返還させる仕組みを構築することが望ましい。	スポーツ振興課	仕組み構築に向けて、全庁的に統一された取り扱いに沿って、手続きを見直す。
----	--	--	---------	--------------------------------------

(3)体育団体活動補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
41	補助対象経費(スポーツ協会加盟負担金)について 〔報告書122ページ〕	○体育団体活動補助金の補助対象経費にスポーツ協会の加盟負担金が含まれており、各加盟団体は本補助金を財源としてスポーツ協会に対して年間10,000円の加盟負担金を支払っている。 ○枚方市の外郭団体であるスポーツ協会の加盟負担金について、枚方市が補助金を交付することは、枚方市が外郭団体に間接補助していることになり、少額であるとはいえ、適切とはいえないため、スポーツ協会の加盟負担金を補助対象経費から除外する必要がある。	スポーツ振興課	体育団体活動補助金の要領における、補助対象経費について、体育団体と調整を行い、スポーツ協会加盟負担金を補助対象経費から除外した。
42	補助金給付の銀行口座について 〔報告書122ページ〕	○令和元年度の体育団体活動補助金の交付にあたって、振込口座を調査したところ、28団体内7団体が当該団体名の記載ない個人名の銀行口座への送金となっていた。 ○可能な限り、団体名の銀行口座の開設を指導し、当該団体名の銀行口座に補助金を交付すべきである。	スポーツ振興課	令和4年度の補助金支払いについて、一部、個人名の口座から当該団体名の記載のある口座へと変更。引き続き、当該団体名の銀行口座開設を促す。

(4)スポーツ少年団活動補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
43	補助対象団体の事務局機能について 〔報告書124ページ〕	○枚方市スポーツ少年団の事務のうち、選手の登録や同少年団に属する各スポーツ団体に対する連絡事項の通知は、所管課が担当しているが、地方公務員が他団体の事務を行う場合は、その事務が地方公共団体の職務と位置づけられないならば、職務専念義務との関係で整理が必要となる。 ○たとえ、当該事務が地方公共団体の職務に位置づけられたとしても、補助金を交付されている団体の事務を当該補助金の所管課の職員が担当することは、補助金を交付する側と補助金を受領する側が同一視される可能性があり、好ましくない。 ○枚方市スポーツ少年団の事務については、所管課の職員以外の者が担うよう、協議、調整を進めるべきである。	スポーツ振興課	枚方市スポーツ少年団の事務については、本市と同団体と協議した上で必要な見直しを行っているとともに、当課の職員以外の者が担うことも含め、協議、調整している。

第4 4. 健康福祉部 健康福祉総務課

(2)枚方休日歯科急病診療所運営補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
44	領収書等根拠資料の確認について 〔報告書130ページ〕	○本補助金については、「ア）診療収入に係る報告額の再検証と補助金返還請求に向けた協議について」及び「イ）補助対象経費積算の明確化について」に記載した問題点が検出されたことを踏まえ、今後、実績報告時に領収書等の根拠資料を添付させるか、実地調査を行うなどし、一定金額以上の収入及び支出について、その適切性を確認することとすべきである。	健康福祉総務課	今後は、実績報告時に実地調査を行い、一定金額以上の収入及び支出については、収支説明や関係帳簿等の確認を行うなど、その適切性を確認するものとする。

45	休日歯科急病診療所の自立化の促進について 〔報告書131ページ〕	○現在は枚方市内には日曜日に診療している歯科診療所が6か所あり、開設当初と比較すると、休日歯科急病診療所の意義は薄れてきているものと考えられる。 ○休日歯科急病診療所の受診者数は、民間の歯科診療所の多くが診療を実施していない年末年始やゴールデンウィークなどの期間を含む4月、5月、12月、1月には多い状況であるが、他の月は少ない状況となっていることから、ある程度需要が少なくなる時期を見極めて、診療時間の短縮などを検討し、それによって収支構造の改善を図ることも検討の余地がある。 ○休日歯科急病診療所の自立性を高めるためには、収入と支出の差額に補助金を支給する形を改め、実際に必要な事業費を積算の上、補助割合を継続的に見直すこととすべきである。 ○歯科医師会にのみ補助金を支給することは公平性を欠く面があるため、市内の休日歯科診療を開設している診療所の運営状況等の把握に努め、今後の補助金のあり方を検討する必要がある。	健康福祉総務課	休日歯科急病診療所については、初期救急医療体制および災害時の歯科医療救護活動拠点としての応急処置体制の確保を目的に、運営費に要する費用の一部を補助することで、安定した保健医療サービスの提供を行っている。 また、休日急病診療所は、唯一市内で年末年始を含めた休日について、年間を通じて継続的に休日歯科診療を実施しており、急病患者のみを対応する公益性の高い診療所である。令和3年4月末現在、同様の診療体制を行っている診療所はない。 今後、これらの体制を確保できる診療所の有無について、把握に努めていく。 補助金の交付については、実績報告時に実地調査を行い、一定金額以上の収入及び支出については、収支説明や関係帳簿等の確認を行うなど、より適正な事務執行に務めることとした。
----	-------------------------------------	--	---------	---

(3) 社会福祉協議会に対する補助金に係る共通事項

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
46	人件費に対する補助のあり方について 〔報告書133ページ〕	○平成28年度までは、社会福祉協議会の間接人件費分を補助対象経費に含めた社会福祉協議会活動補助金を交付していたが、平成29年度以降、同補助金を各種事業に係る事業費補助に再編した。 ○令和元年度においては、各補助金において補助対象となっている人件費について、いずれの補助金においても決算額が予算額を超過していたが、これは、社会福祉協議会における人員の増員等に伴うものである。 ○一方、事業費及び事務費については、主として新型コロナウイルス感染症拡大の影響により当初計画されていた事業が中止となったことなどから、決算額が予算額を下回り、支出合計でみると、各補助金の決算額は予算額と一致している。 ○このように、事業費及び事務費の余剰分を人件費の不足分に充当するような調整を決算時に行うことは、事業費補助というよりも団体運営補助というようにも捉えられかねないため、各事業において真に必要な人件費に対する補助のあり方について検討する必要がある。	健康福祉総務課	各事業において真に必要な人件費を明示するため、社会福祉協議会に人件費の積算根拠を記載した予算書の提出を求め、令和3年度の補助金交付申請から、人件費の積算根拠が記載された予算書の提出を受けた。 あわせて、事業終了時に提出される決算書においても、同様に人件費の支出根拠の記載を求める。
47	補助金に係る消費税等の仕入税額控除の把握について 〔報告書135ページ〕	○現状では、所管課において、社会福祉協議会の消費税申告における取扱いについて確認を行っていないため、まずは、社会福祉協議会の消費税申告書を入手し、補助金に係る消費税等の仕入税額控除の状況や影響額を把握する必要がある。	健康福祉総務課	社会福祉協議会の消費税申告書について提出を求め、市補助金に係る消費税等の仕入税額控除の状況について適正な申告を確認した。

(4) 枚方市福祉活動・福祉団体等補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
48	再補助における暴力団排除のあり方について 〔報告書138ページ〕	○本補助金においては、社会福祉協議会から各福祉団体に助成金の交付がなされる結果、形式的には、各福祉団体は規則における暴力団排除の対象からは外れているが、このような再補助の場合においても、暴力団排除のルールが整備される必要がある。 ○これに対する対応として、補助金の交付の条件として、被補助者の責任において再補助先の団体等が暴力団に該当しないことの確認を義務づけるべきである。	健康福祉総務課	各福祉団体から社会福祉協議会へ提出される助成金交付申請書様式に、令和3年度から、暴力団等ではないことを申請する一文を追記し、助成金交付申請時に当該団体が暴力団等に該当しないことを確認できるように改めた。あわせて、市でも各福祉団体から提出された当該申請書を直接確認した。

(6) 民生委員協議会・日本赤十字社・共同募金会事務補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
49	事業ごとの収支報告の必要性について 〔報告書142ページ〕	○本補助金の補助対象には社会福祉協議会が担う3種の事業に対する補助が含まれているが、現状では、収支決算書において、これらが区分なく記載されている。 ○今後は、収支決算書のうち、支出の記載欄について、3種の事業に区分して、内訳を記載することを社会福祉協議会に求めることにより、収支を明確化する必要がある。	健康福祉総務課	各事業の収支を明確化するため、社会福祉協議会に事業ごとの内訳を記載した予算書の提出を求め、令和3年度の補助金交付申請時から、事業ごとの内訳が記載された予算書の提出を受けた。あわせて、事業終了時に提出される決算書においても、同様に事業ごとの内訳の記載を求める。

(8)枚方・交野地区更生保護サポートセンター支援補助金				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
50	国(大阪保護観察所)からの補助金との関係についての明確化について〔報告書147ページ〕	○更生保護サポートセンターに関しては、国(大阪保護観察所)が一定の補助を行う仕組みが存在しており、保護司会は令和元年度において初めてこの制度による助成を受領した。 ○更生保護サポートセンターの運営経費は、まずもって、国から交付される助成金が優先的に充てられるべきであり、今後、枚方市は、本補助金について、保護司会が国の助成金を受領した上でも運営経費が不足する場合に下支えする補助金と位置づけることが必要であると思われる。	健康福祉総務課	保護司会へ交付する、更生保護サポートセンター運営経費の交付決定通知書に、センターの運営経費には、国からの補助金を優先的に充てるとする一文を追記した。

(9)健康・医療・福祉フェスティバル開催経費負担金				
No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
51	決算報告における模擬店出店に係る収支の取扱いについて〔報告書149ページ〕	○実行委員会を構成する団体のうち、社会福祉協議会はフェスティバルの当日、模擬店を運営する福祉団体の窓口として、金券の販売や出店にあたっての保険の加入等の事務を行っている。 ○令和元年度の決算報告においては、社会福祉協議会が直接収受した模擬店の運営に係る金券の精算状況について、実行委員会の収支として記載されていなかったため、今後、実行委員会の決算報告における収支に併せて報告するよう指導する必要がある。	健康福祉総務課	社会福祉協議会が直接収受した模擬店の運営に係る金券の精算状況について、実行委員会の決算報告における収支に併せて報告するよう指導を行い、今後、実行委員会の決算報告における収支に併せて報告することとなった。

第4 5. 健康福祉部 地域健康福祉室(長寿・介護保険担当)

(1)老人クラブ活動補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
52	関係帳簿及び証拠書類のチェックについて〔報告書152ページ〕	○各老人クラブが枚方市に提出した本補助金に関する実績報告書における支出額の記載の中には、各費目について千円未満の端数のない金額が並んでいる例も散見された。 ○本補助金は、会員数をもって基準額が算出されることになっており、対象経費が基準額を上回っていれば、補助金の額には影響がないことになるが、老人クラブにおいては実績報告における支出額を現実 に即して正確に記載すべきであるし、所管課においても、支出額の記載に不自然な点がある場合には、十分な確認を行うべきである。 ○全件についてチェックを行うことは現実的ではないにしても、相応の件数を抽出し、関係帳簿及び証拠書類の提出を受けてチェックを行うことが必要であると考える。	地域健康福祉室(長寿・介護保険担当)	補助金の適正な運用に向け、収入や支出の管理及び、関係帳簿及び証拠書類(領収書等)の保管について、各老人クラブに令和3年5月31日付の文書にて注意喚起を図った。 また、令和3年度の実績報告時(令和4年4月)に、5クラブを抽出し、関係帳簿及び証拠書類(領収書等)の確認を行った。

(2)老人クラブ連合会事務費補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
53	法人格を持たない任意団体であることについて〔報告書154ページ〕	○本補助金の対象である枚方市老人クラブ連合会も各老人クラブと同様、法人格を持たない任意団体であるが、任意団体は、一般論而言えば、法人としての権利能力の付与も法律による組織面や財務面等の規制も受けていないだけに、組織や財務が脆弱であることが多い。 ○枚方市老人クラブ連合会は、多数の老人クラブの取りまとめや指導啓発を行う組織であり、他の地域の老人クラブ連合会を見ても、近時は次第に法人化が進んでいる状況にある。また、総収入額の6割近くについて枚方市からの補助が行われている。 ○枚方市老人クラブ連合会は、将来的には法人化を進めることが望ましく、継続的に運営費や事業費を補助する立場から、枚方市においても将来に向けた法人化についての助言や指導を開始することが望ましい。	地域健康福祉室(長寿・介護保険担当)	将来的に、枚方市老人クラブ同連合会から法人化に向けた相談等があれば、助言等を行うが、現状、同連合会は法人化の意向を示していない。

(3) 高齢者能力活用推進事業補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R6.4末現在)
54	補助対象事業及び補助金の算定の明確化について 〔報告書157ページ〕	○本補助金交付の対象事業は「センターが実施する事業のうち、市長が適当と認めたものとする」との定めがあるだけとなっており、目的や種類の例示や限定等はなされていない。そのため、「センターが実施する事業」でありさえすれば、いかなる事業でも本補助金の対象になり得ることとなる。また、補助金の額の算定基準となる補助対象経費や補助率についても、具体的な算定方法の記載はなく、「市が認めた費用」とされている。 ○本補助金は外郭団体への補助金であるだけに、馴れ合いや恣意的な運用の疑いを排除するためにも、本来であれば、要領あるいはその下位規範において、補助対象事業の目的や種類の例示や限定を行うとともに、補助金の額の決定に用いられる補助対象経費や補助率の基準を定めておく必要がある。	地域健康福祉室(長寿・介護保険担当)	枚方市高齢者能力活用推進事業補助金交付要領を令和4年10月に改定した。
55	効果測定の指標について 〔報告書158ページ〕	○本補助金の効果測定の指標は、「シルバー人材センターの各年度末時点の登録会員数」とされており、これは、従前の運営費を対象とした補助金についての指標をそのまま用いたものとなっているが、個別事業に対する事業費の補助に変更されたことを重視するならば、補助対象事業の実施件数など、事業費補助の内容に即した指標を設定することがより適切であるように思われる。 ○現時点では今後の補助対象事業の選定について多分に流動的な面があり、効果測定の指標に関しても、何が最適かを確定し難い状態にあるため、補助対象事業等の明確化と併せ、最適な効果測定の指標の設定についても、十分検討することが求められる。	地域健康福祉室(長寿・介護保険担当)	本補助金は、高齢者等の雇用の安定等に関する法律第36条に基づき、高齢者が働くことを通じた生きがいづくり等を目的とした事業に対して交付しているものであり、補助対象事業については、要領記載の目的に即したものであれば、社会状況やニーズなどに合わせ設定できるよう定めている。 このことから、事業実施件数など対象事業の数や内容により変わるものではなく、目的が達成できているかを確認できる現状の指標である会員の年間就業率及び会員数の増加が最適と考える。
56	補助金に係る消費税等の仕入税額控除の把握について 〔報告書158ページ〕	○現状では、所管課において、シルバー人材センターの消費税申告における取扱いについて確認を行っていないため、まずは、シルバー人材センターの消費税申告書入手し、補助金に係る消費税等の仕入税額控除の状況や影響額を把握する必要がある。	地域健康福祉室(長寿・介護保険担当)	シルバー人材センターは毎年消費税申告を行っており、補助金に係る消費税等の仕入控除税額が発生することについて把握した。この内容に応じて、市の取扱いに沿って、手続きを行う。

第4 6. 健康福祉部 地域健康福祉室（健康増進・介護予防担当）

(1) 街かどデイハウス事業補助金(通常分)

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応 (R6.4末現在)
57	基本補助額の算定に係る要綱の規定について 〔報告書162ページ〕	○本補助金の要綱第5条に規定された基本補助の額は、実際には、「枚方市街かどデイハウス事業実施要領」に基づいて算定された補助対象経費と比較され、いずれか少ない方の額で確定されることとなっているが、要領の存在や基本補助の額の算定方法が要綱から読み取れない。 ○補助金の額という重要な事項に関する定めであるだけに、明確性の観点から、実際の基本補助額の算定方法が明確にわかるように要綱を改正するか、少なくとも、上記の算定方法を明記した別の定めを置く必要がある。	地域健康福祉室(健康増進・介護予防担当)	既存の街かどデイハウスに関しては、本補助金の要綱第5条に規定された基本補助の額は、「枚方市街かどデイハウス事業実施要領」に基づいて算定した補助対象経費と比較し、いずれか少ない方の額で確定される旨、要領制定時から周知徹底されている。 また、新たに街かどデイハウスを設置する際には公募を行い選定することとなっており、その公募のプロセスにおいて上記補助金の算定方法につき周知している。
58	利用者の個人情報の保護について 〔報告書162ページ〕	○令和元年度の補助事業者に対する現地調査によって判明した事実のうち、個人情報保護に関して、「奥にカーテンをして立てかけています」、「利用者の目に届かないところに管理」など、不十分な内容が散見された。 ○近時は高齢者の個人情報保護の重要性が一層増大していることを考えれば、すべての補助事業者に対し、適切な内容での取扱いを行うよう、十分な指導を行った上で、指導の内容や改善の結果を記録しておくべきである。	地域健康福祉室(健康増進・介護予防担当)	街かどデイハウスの活動再開後に、個人情報管理に関し、すべての補助事業者に対し適切な取扱いを行うよう、指導を行った。改善状況については、令和3年10月以降に実施した現地調査の際に確認を行い、指導内容や改善状況について記録した。
59	補助事業者における保険への加入について 〔報告書163ページ〕	○本補助事業においては、補助事業者におけるボランティア保険や傷害保険等の保険への加入は必須であるといえ、実際、すべての補助事業者が保険に加入している。 ○保険への加入については、要綱には記載されておらず、補助金交付決定においても保険への加入を条件とする記載はないが、保険への加入の重要性に鑑みれば、補助金交付決定において、補助事業者の保険への加入を交付の条件として明記しておく必要がある。	地域健康福祉室(健康増進・介護予防担当)	令和3年度の補助金交付決定通知書に、「保険の加入」として「万一の事故の際など、利用者等に対して責任を果たすため、適切な保険に加入すること。」を条件として記載した。

60	効果測定の指標について 〔報告書164ページ〕	○本補助事業については、枚方市の事務事業実績測定調査においては、枚方市高齢者居場所づくり補助金と併せて、「高齢者居場所支援事業」として調書が作成され、実績測定が行われているが、枚方市高齢者居場所づくり補助金は、規模や頻度の小さい事業を主な対象としており、本補助金の対象事業とは金額面でも内容面でも相当に異なっている。 ○本補助金の対象事業が、複数の任意団体が1件あたり400万円を上限として総額4000万円を超える規模の補助金を受けて高齢者を対象とした活動を行う事業であることからすれば、他の事業と併せて一括して評価するだけではなく、本補助事業独自の評価も行われるべきである。	地域健康福祉室(健康増進・介護予防担当)	街かどデイハウス事業は、介護保険制度導入以前の平成10年度から、当初は大阪府の事業として開始されたものであり、その後の介護保険制度改正によって介護予防・日常生活支援総合事業が開始されたことから、時代の変化に合わせて位置づけを明確にする必要が生じた。 厚生労働省は、近年各自治体に「通いの場」の設置及び高齢者の参加率8%を達成するよう求めてきており、そこで本市では高齢者居場所(平成30年度から登録開始)と街かどデイハウスを合わせて「通いの場」と位置付けることとし、事務事業実績測定にあつては厚生労働省の求める「高齢者の参加率8%」に基づく指標としたものである。 なお、本補助事業については、別途「補助金の見直しに関する方針」、「枚方市補助金に係る補助制度の定期的な見直しに関する要綱」等により評価が行われている。
----	----------------------------	---	----------------------	--

第4 7. 健康福祉部 地域健康福祉室(障害福祉担当)

(1) 重度障害者等住宅改造助成事業補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
61	委託による調査業務の見直しについて 〔報告書167ページ〕	○委託費の9割は職員の人件費(約6百万円)が占めているが、年間20件前後の実施件数に対する委託費としてこれだけの人件費を要することには経済性の観点から疑問が残るため、今後、委託内容の見直しや直営化等の検討が望まれる。(現段階において令和3年度以降は直営にて実施する方針とされている。)	地域健康福祉室(障害福祉室)	令和3年度、調査業務を委託から直営化へ変更した。

(4) 重症心身障害者宿泊訓練補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
62	重症心身障害者宿泊訓練補助金のあり方について 〔報告書175ページ〕	○重症心身障害者宿泊訓練事業の実施状況についてみると、平成28年度から令和元年度までの4年間で訓練を実施した事業者は1件、実施件数は78件、対象者数は12人であり、中には4年間毎年実施された対象者も含まれていた。 ○単なるショートステイ替わりに利用されていることも考えられ、本来の趣旨とは異なった解釈で利用されている可能性があるため、今一度、補助金の効果的な利用が図られるよう周知することや、グループホームの新規開設や運営費の補助等、他の事業との関係から制度自体の見直しも必要と考えられる。	地域健康福祉室(障害福祉室)	事業者に対し、現状の利用状況等を聴取し、補助金の効果的な利用が図られるよう周知した。 次年度以降についても、全ての事業者に対し、当該事業の制度説明を行い、補助金の効果的な利用について周知徹底していくため、現状、制度自体の見直しについては考えていない。

(5) 基準該当障害福祉サービス(生活介護・自立訓練)運営補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
63	報告様式の整備について 〔報告書177ページ〕	○一部の事業者からは、月ごとにまとめて利用者の署名をもらう実績記録票等、枚方市の定めた様式にはよっていない独自の記録票が提出されていたため、今後、全ての事業者が適切な様式によって提出されるよう周知徹底が望まれる。	地域健康福祉室(障害福祉室)	押印もしくは署名のない実績記録票を提出した事業者に対し、利用者が実際にサービスを利用していたか確認した上で、令和3年2月までに該当する事業者全てから再提出を受けた。 また、全ての事業者へ適切な様式によって提出するよう周知を行った。

第4 8. 都市整備部 住宅まちづくり課

(1) 修景補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
64	補助事業の実施状況確認の文書化について 〔報告書180ページ〕	○所管課の職員による実地調査の際に作成される「完了実績確認書」には具体的な検査内容に関する記載がないため、後日、どのような方法で、どのような観点から現地調査が実施されたのかを確認することができず、調査方法が属人化する可能性を否定できない。 ○所管課において、現地調査時に具体的なチェック項目について取りまとめたリストに結果を記入するなどの方法により、調査内容を文書化して保存することにより、調査に関する着眼点やノウハウを蓄積する方策を検討することが望ましい。	住宅まちづくり課	当該補助金に関する事務は適正に執行していたが、監査の結果を踏まえて、令和2年度より完了実績確認のための現地調査はチェックリストに結果を記入することにより、調査内容を文書化して保存することとした。

第4 9. 都市整備部 連続立体交差推進室

(1)光善寺駅周辺市街地再開発事業補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
65	補助事業の実施状況確認の文書化について 〔報告書182ページ〕	○補助金の額の確定にあたり、所管課において光善寺駅西地区市街地再開発組合の作成した根拠資料を精査し、その内容を確認した上で決裁を受けているが、その調査に関する調査報告及び根拠資料等が所管課に保存されておらず、後日、調査実施状況を確認することができない状況となっていた。 ○実地調査等の調書を作成し、調査結果報告書として保存するとともに、調査方法が属人的とならないよう、補助対象事業ごとに具体的なチェック項目を取りまとめたリストに結果を記入するなどの方法により、調査内容を文書化しておくことについて検討が必要である。	連続立体交差推進室	調査実施状況を確認するため、令和3年2月に実績確認書を作成し、所管課にて保存した。 また、調査方法が属人的とならないよう、令和3年2月に完成検査チェックリストを作成した。

第4 10. 土木部 交通対策課

(1)枚方交野交通安全協会補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
66	補助事業の実施状況確認報告について 〔報告書184ページ〕	○本補助金の使用状況を確認するため、所管課の職員が枚方交野交通安全協会の実施する主要行事計画にあるイベント等に出席する等の方法により現地調査を実施しているが、現地調査を実施した証拠が写真しか残っていないかった。 ○現地調査を実施したのであれば、その内容を調査報告書等として文書化し、現地調査を実施した証拠として保存すべきである。	交通対策課	「交通事故犠牲者慰霊碑献花式」において、枚方交野交通安全協会の補助金で実施(献花)の状況などについて、調査報告書を作成し、文書化した。 今後も枚方交野交通安全協会の実施するイベント等に職員が出席した際には、調査報告書の作成を行っていく。

(2)枚方市交通対策協議会補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
67	補助金の申請及び交付決定における双方代理について 〔報告書186ページ〕	○交対協への補助金に関しては、枚方市長が交対協の会長として行った申請に対し、枚方市長が交付決定を行っており、形式的には、枚方市長が枚方市と交対協の双方を代表する形となっている。 ○双方代理の問題を解消するため、交対協が補助金の交付申請を行う際、市長以外の代表権を有する者の名義で申請するなどの対策を執る必要がある。	交通対策課	双方代理の解消については、全庁的な案件であるため、関係部署と協議・検討中である。
68	市職員の交対協事務局業務への従事について 〔報告書187ページ〕	○交対協の事務局長には交通対策課の職員が就任しているが、職務命令として、当該業務に従事させているとのことであり、地方公務員法第35条に基づく条例による「職務に専念する義務の免除」としては取扱っていない。 ○枚方市における交通事故の減少を図るという交対協の目的は、交通対策課の事務分掌のうち、「交通安全対策事業に関すること」に密接に関連する面があり、市職員としての職務に該当するとの判断については一定の合理性が認められる。その反面、補助金として支出している以上、事業の実施主体は交対協であるとの側面を重視するのであれば、「職務に専念する義務の免除」の手続きを執る必要性は高いと考えられる。 ○近年、職員の「職務に専念する義務の免除」に関連する複数の住民訴訟や住民監査請求が提起されている状況にも鑑み、枚方市として、市職員が任意団体の事務局業務に従事する際の服務上の手続き等についての考え方を整理し、職員が交対協をはじめとした任意団体の事務局業務に従事する根拠を明確化しておく必要がある。	交通対策課	交通対策課の職員が枚方市交通対策協議会の事務局長に就任することについては、年度当初に同協議会から市に就任の依頼を受け、市から協議会に同意することで回答している。 このことから、市職員が枚方市交通対策協議会の事務局長として業務を行う際に「職務に専念する義務の免除」の手続きは不要と考えている。
69	事業計画書に記載されていない費目への補助金の充当について 〔報告書187ページ〕	○枚方市交通対策協議会補助金に係る決算報告書に申請時に提出された事業計画書に記載されていない費目が追加記載され、特別な手続きもなく承認されている状況が確認された。 ○当該費用に関しては、当初の計画どおりイベントを実施するために必要な費用であり、また、金額的にも軽微であることから、補助金を充当することについて問題はないが、事業計画書に記載されていない費目の追加であり、所管課の承認の要否を客観的に判断するため、「軽微」と判断する基準について、要綱等において明確化しておくことが望ましい。	交通対策課	事業計画書に記載されていない費目を実施する場合の基準については、枚方市交通対策協議会庶務規則を追記・改正し、明確化した。

第4 11. 上下水道経営部 営業料金課

(1)私設メーター取替事業補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
70	私設メーター取替事業補助金のあり方について 〔報告書192ページ〕	○本補助金については、近隣他都市における同種補助制度の存在が確認できない状況にあり、枚方市として、当該補助制度を継続するにあたっては、その根拠となる補助制度の目的を整理しておく必要があると考える。 ○本補助制度の目的の一つとして、「戸建て住宅と集合住宅の所有者等に対する公費負担の公平性」が挙げられているが、その目的を達成するため、他都市の事例も踏まえて、可能な限り、枚方市の財政負担を軽減できる手段について、補助以外の手法も含め、検討する必要がある。	営業料金課	令和4年度をもって補助金制度を終了し、令和5年度よりメーター貸与制度を開始した。
71	協定及び要綱に基づく報告書類の一元化について 〔報告書193ページ〕	○本補助金の交付申請から交付決定に至るまでの手続きについて検証したところ、実際の水道メーター取替えの作業が完了し、管理組合や所有者等から事業完了報告書が提出された後、補助金交付請求書の提出が大幅に遅延しているものが散見された。 ○補助金の審査手続きの簡略化や審査期間の短縮化の観点からも、共用給水建物に係る使用水量に関する協定及び本補助金の要綱に基づく報告書類を一元化して整理するなど、管理組合等が容易に理解できる形で伝達するなどの方策を検討されたい。	営業料金課	令和4年度をもって補助金制度を終了した。

第4 12. 教育委員会 総合教育部 学校安全課

(1)遠距離通学児童・生徒通学費補助金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
72	補助金交付申請書の様式について 〔報告書197ページ〕	○令和元年度の枚方市遠距離児童・生徒通学費補助金交付申請書(2学期分)において、「8月」に○印を付けていないものが散見された。すべての生徒について夏休み期間の8月に登校日が設定されており、○印がなくても8月の交通費分を上乗せして支給しているため、形式的には申請のない補助金を交付したかにみえる恐れがある。 ○申請書の記載時に誤解が生じないよう、申請書の様式をわかりやすく見直すとともに、記載例を添付するなどの方策を検討することが必要である。	学校安全課	申請書様式について、申請期間及び申請内容(1学期、8月分等)についてはチェックボックスを設け、当てはまるものを全て選択するような形式に変更した。また、記載時に誤解が生じないよう、記載例を作成した。 上記の変更を令和3年度1学期分より実施(1学期分は令和3年5月17日に通知と共に対象校へ送付)。

第4 13. 教育委員会 学校教育部 教育支援推進室

(1)枚方市奨学金

No.	項目	監査の意見(要旨)	担当部署	意見への対応(R6.4末現在)
73	支給要件の明確化について 〔報告書204ページ〕	○本奨学金の支給要件である「経済的理由により修学が困難である」について、所得の上限など、具体的内容についての定めが設けられていない。 ○応募者の公平な取扱いの観点から、支給要件である「経済的理由により修学が困難である」という基準を明確にするよう検討すべきである。	教育支援推進室	奨学生の選定については、「奨学生選定方法に関する要項」に基づき行っている。 公平性の観点から、より必要性が高い市民が本奨学金を利用できるよう、「枚方市奨学生募集のしおり」等において、申請の判断に迷う場合は、まずは申請していただくことを記載するなど、周知方法を工夫し、広報活動を進めた。
74	奨学生募集のしおり等の記載について 〔報告書205ページ〕	○奨学生募集のしおり等において、本奨学金が返済不要の給付なのか、返済を要する貸与なのかが何ら記載されておらず、奨学金を受給される方にとって「奨学金は返還を要しない。」ということがわかりにくいものとなっている。 ○少なくとも、募集のしおり及び市のホームページの同奨学金制度の説明には、「奨学金は返還を要しない。」の旨を明記することが必要である。	教育支援推進室	令和3年4月1日「奨学金募集のしおり」に「奨学金は返済を要しない」旨を明記した。